

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	12
○道路の供用の開始…………… (道路課)	12
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	12
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	13
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	13
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	13

告 示

北海道告示第788号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成21年12月8日
北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21.11.18	日高町土地改良区
同 21.11.26	長沼土地改良区
同	南長沼土地改良区

北海道告示第789号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号）第29条の規定による通知があった。
平成21年12月8日
北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 中川郡豊頃町茂岩49の1・49の31・49の57・茂岩本町117の1・150・163から165まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、茂岩新和町150

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第790号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成21年12月8日
北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町字北落合128の10・128の51・549の1・549の2・553（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁産業振興部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第791号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成21年12月8日
北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町・十勝郡浦幌町（以上2町について次の所在場所の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年12月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月 8 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 函館南茅部線 北海道函館土木現業所	函館市深堀町86番1地先から 同市深堀町122番87地先まで	平成21.12.18
道道 屈斜路津別線 北海道網走土木現業所	網走郡津別町字美都74番1地先から 同町字豊永331番1地先まで	同 21.12. 8

北海道告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 釧路鶴居弟子屈線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
阿寒郡鶴居村字雪裡原野北十線東5番2地先から 同村字雪裡422番3地先まで	前		20.04mから 24.42mまで	553.17m	—
			20.04mから 46.48mまで	542.90m	—
	後		20.04mから 46.48mまで	542.90m	—

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第131号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月8日

北海道空知支庁長 坂井 秀利

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 5台
- 2 落札を決定した日
平成21年10月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 札幌トヨタ自動車株式会社
(2) 住所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8
- 4 落札金額
4,416,921円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年9月4日付け北海道空知支庁告示第101号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道空知支庁地域振興部総務課

- (2) 住所 岩見沢市8条西5丁目

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月8日

北海道教育庁網走教育局長 森 徳男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 117台（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成21年11月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住所 東京都港区芝五丁目29番11号
- 4 落札金額
278,754円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年10月30日付け北海道教育庁網走教育局告示第22号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月8日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮子

北海道公安委員会規則第17号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の表450号の項を次のように改める。

450号	上川郡上川町字上越国有林上川中部森林管理署上川事務所93林班に小班から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸21番地先まで
------	---

附 則

この規則は、平成21年12月12日から施行する。
